

相模原市監査委員公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和5年1月10日に実施した財政局の財務監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年3月7日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 栗 原 大

同 渡 部 俊 明

第1 財務監査

1 監査対象事務

使用料及び賃借料の支出に関する事務

2 監査の日程

令和4年8月4日から令和5年1月10日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和5年2月1日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p data-bbox="225 757 799 1189">イ 資産税課の使用料及び賃借料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市公用車賃貸借契約(資産税課)(平成29年6月1日から平成34年5月31日までの長期継続契約)について、保存期間内である契約書等の原本の所在が確認できなかった。</p> <p data-bbox="225 1218 799 1883">契約関連書類には、入札に係る経過、受注者の内部情報及び業務に関わる者の個人情報等の非公開とすべき情報が含まれることもあり、紛失の状況によっては、関係者に多大な影響が及ぶとともに、市の信用失墜にもつながりかねない。また、公文書は、市の諸活動や歴史的事実の記録であり、市民共有の知的資源である。今後は、公文書管理の重要性を認識し、管理体制の見直しを図るなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。</p> <p data-bbox="225 1906 400 1939">【資産税課】</p>	<p data-bbox="831 757 1382 965">令和4年8月4日から令和5年1月10日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p data-bbox="831 1043 1382 1189">本事案については、公文書の保管場所の徹底不足と保管状況のチェック体制の不備が要因と考えております。</p> <p data-bbox="831 1218 1382 1480">今回の指摘を受け、事務室にあるべき他の契約書等について全て保管していること、契約期間内の長期継続契約書についても保管ルールに則って管理していることを確認しました。</p> <p data-bbox="831 1509 1382 1883">また、公文書の保管場所を課内で統一し、全ての職員に徹底することで、担当職員のみが文書の所在を承知していた状況を改めるとともに、内部統制活動管理シートに文書の保管に係る項目を追加し、定期的な確認を行うようにしました。</p> <p data-bbox="831 1906 1382 1995">業務の引継ぎ時には、担当者間だけでなく組織として文書の保管状況を</p>

チェックする体制を構築し、運用を開始しました。

今後につきましては、これらの取組を徹底するとともに、公文書管理の重要性を全ての職員が認識し、適正な事務の執行に努めてまいります。

【資産税課】

第2 行政監査(重点調査項目)

1 監査対象事務

委託料(施設等管理運営委託料)の支出に関する事務

2 監査の日程

令和4年8月4日から令和5年1月10日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和5年2月1日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>管財課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、本庁舎設備管理業務委託(長期継続契約)において、次のような事例が見られた。</p> <p>ア 検査・検収について</p> <p>(ア) 契約書に基づき、業務の成果に関する記録及び報告をもって検査・検収を行うべきところ、作業が終了したことを確認するための作業完了確認書をもって検査・検収を行っていたため、支出命令書の「検査検収日」欄の日付が各種報告書の受領日より前の日付となっていた事例が見られた。</p> <p>(イ) 井水塩素注入機への薬剤の補充業務について、業務実施後に検査・検収を行った上で支払を行うべきところ、実施月が変更になったにもかかわらず、契約締結時に作成した支払内訳に記載された予定月(年4回)に支払を行ったため、業務実施前に当該業務に係る支払がされて</p>	<p>令和4年8月4日から令和5年1月10日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>ア (ア) の事例につきましては、令和4年12月分の支払から、業務の成果について記載されている報告書を基に検査・検収を実施することを徹底し、支出命令書に添付している既存の支払内訳表に各種報告書類の提出日の記載欄を設けることにより、決裁処理の過程においても検査・検収が適切に行われていることを確認できるよう改めました。</p> <p>ア (イ) の事例につきましては、受注者には、業務内容を確認し、実際に実施した業務について、適切な内容で請求するよう指導するとともに、令和4年12月分から、支払時には請求書の内容と実施記録票を突き合わせて確認するよう改めました。また、契約時に作成した「管理業務実施計画表」(支払内訳)と異なる</p>

いた。

今後は、契約事務における履行確認の重要性を認識し、契約書、仕様書、報告書類等関係書類の記載内容を十分に確認するとともに、業務の実施時期に変更が生じた場合の対応を追加するなど、仕様書の内容及び事務処理方法を見直し、適正に事務を執行されたい。

イ 再委託に係る手続きについて

飲料水等の水質検査業務の一部が再委託されていたが、契約書に規定された受注者からの届出及び発注者の承認が書面により行われていなかった。

今後、業務委託に係る契約事務の執行に当たっては、関係書類の記載内容を十分に確認し、必要な手続きが漏れなく行えるよう事務処理体制を見直すなど、適正に事務を執行されたい。

【管財課】

月に薬剤の補充を行う場合には、発注者と受注者との事前の協議等を実施し、当該計画表の変更手続を行うよう改善しました。

この事例につきましては、改めて受注者からの届出及び発注者の承認手続を書面により行うとともに、業務内容に応じた提出書類や確認すべき事項等を点検するためのチェックリストを作成の上、課内で共有し、班長以下の複数職員でチェックするよう事務処理体制の見直しを行いました。

今回の事案は、検査・検収の意義や重要性の認識不足、また契約書に規定された内容の確認不足により生じたものです。今後につきましては、これらの取組により、職員の意識改革を図り、再発防止に努めてまいります。

【管財課】